

三種町公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務
公募型プロポーザル実施要綱

三種町

令和 7 年 6 月

1. 趣旨

本業務は、三種町が2050年カーボンニュートラル実現を目指して策定した「地域脱炭素実行計画」における主要な施策である「公共施設の防災機能の向上」に資するため、主要な防災施設を中心とした公共施設への太陽光発電設備等の導入可能性を調査・検討し、事業化に向けた基本計画を定めるものである。

2. 公募概要

(1) 業務名称

三種町公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「三種町公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年1月9日（金）まで

(4) 委託上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。

(5) スケジュール

項 目	日 程 等
① 実施の公表（公告）	令和7年6月6日（金）
② 質問の受付期限	令和7年6月13日（金）正午必着
③ 質問の回答期限	令和7年6月17日（火）
④ 参加表明書提出期限	令和7年6月20日（金）正午必着
⑤ 企画提案書等提出期限	令和7年7月4日（金）正午必着
⑥ 辞退届の提出期限	令和7年7月4日（金）正午必着
⑦ プレゼンテーション審査	令和7年7月9日（水）予定
⑧ 選定結果の通知・公表	令和7年7月11日（金）予定
⑨ 契約の締結	令和7年7月下旬予定 ※環境省補助金交付決定後

(6) 実施要綱、仕様書等の交付期間及び交付方法

【交付期間】令和7年6月6日（金）から令和7年7月4日（金）まで

【交付方法】実施要綱、仕様書及び各様式は、三種町公式ホームページ内の本公募に係るページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

(7) 担当部署 〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地
三種町役場 企画政策課 企画係
電 話：0185-85-4817 (企画政策課企画係直通)
FAX：0185-85-2178
メールアドレス：kikaku@town.mitane.akita.jp

3. 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施

4. 参加資格

本公募に参加できる事業者は参加表明書の提出期限において、以下の要件をすべて満たすものとし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当しない者であること及び次の①から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (5) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしていない者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(7) 本町における令和7年度・令和8年度物品等競争入札資格若しくは建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定（登録区分は問わない。）を受けている者、又は認定を有していない場合は、次に掲げる書類（発行から3箇月以内）の提出ができる者

①登記簿事項証明書（履歴事項全部証明書）

②財務諸表

③納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税「その3の3」）

※（1）～（7）については、連携協力企業など（当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

5. 受注者決定までの事務手順

（1）実施の公表（公告）について

実施の公表（公告）は、令和7年6月6日（金）、三種町役場掲示場及び三種町公式ホームページで行う。

三種町公式ホームページアドレス：<https://www.town.mitane.akita.jp>

（2）質問の受付及び回答について

本公募に関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

【受付方法】	質問書（様式1）を添付し、Eメールにより下記へ送信すること。 メールアドレス： kikaku@town.mitane.akita.jp ※件名を「三種町公共施設等太陽光発電設備等導入調査業務（質問書）」とすることとし、電話・口頭等による質問は受け付けない。
【受付期限】	令和7年6月13日（金）正午必着
【回答方法】	令和7年6月17日（火）までに三種町公式ホームページに掲載する。
【その他】	質問及び質問に対する回答は、本実施要綱及びその他提供資料の追加又は修正とみなすこととする。

（3）参加表明手続きについて

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を各1部提出しなければならない。なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本公募に参加できない。

提出書類	様式等	添付書類等
参加表明書	様式2	
会社概要書	様式3	会社案内資料
参加資格（7）に掲げる書類	任意	登記簿事項証明書等

※参加資格（７）に掲げる書類については、本町における令和７年度・令和８年度
物品等競争入札資格又は建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定（登録区
分は問わない。）を受けている者を除く。

【提出期限】	令和７年６月２０日（金）正午必着
【提出先】	三種町役場 企画政策課 企画係
【提出方法】	持参、郵送（簡易書留又は書留に限る。）又は電子メール

（４）企画提案書等の提出について

企画提案者は、次に掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出
するものとする。

提出書類	様式等	提出部数等
業務提案書表紙	様式４	１部
同種・類似業務実績調書	様式５	正本１部、副本９部 ※様式に記載する注意事項参照
業務実施体制	様式６	
業務実施の方針等	任意	
業務提案書	任意	
参考見積書	任意	正本１部、副本９部
【提出期限】 令和７年７月４日（金）正午必着 【提出先】 三種町役場 企画政策課 企画係 【提出方法】 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）		

（５）企画提案書等の作成について

企画提案書等の作成は「仕様書」及び「（実施要綱別紙）評価基準」を参考に、
業務内容や本町の特性を十分に理解した上で下記事項に従い、作成すること。

① 同種・類似業務実績調書（様式５）

直近５年間に、国又は地方公共団体における本業務と同種（※１）又は類似（※
２）した業務を元受け・連携協力企業等として履行した実績について記載するこ
と。

※１ 同種業務

- ・地方公共団体が有する又は管理する公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性
調査業務。

※２ 類似業務

- ・特定の法人又は団体が有する建設物等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務
- ・特定の公共施設を対象とした、太陽光発電設備等導入計画策定業務

②業務実施体制（様式６）

配置を予定している者を全員記入すること。

③業務実施の方針等（様式任意）

本業務に対する取組姿勢、業務実施における着眼点、業務の実施方針、業務フロー計画及び工程計画等について、簡潔に記載すること。

④業務提案書（様式任意）

実施する業務内容について、その提案理由を含め、具体的な提案を記載すること。

⑤参考見積書（様式任意）

- ・宛名は三種町長とすること。
- ・企画提案に対する費用は2（4）の上限額6,000,000円（税込）以内の金額を記載すること。
- ・見積書の作成においては、「一式」ではなく、「数」、「人工」等の具体的単価に数量を掛けたものとし、その単価の根拠が明らかになるようにすること。
- ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積金額には消費税額及び地方消費税額を加算すること。

⑥企画提案書等の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・用紙の大きさは原則日本工業規格A4版とすること。（片面・両面印刷可、白黒・カラー印刷可、50ページ上限、一部A3版資料折込使用可）
- ・文字は注記等を除き、原則として10.5ポイント以上の大きさとすること。
- ・文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- ・様式5、様式6、業務実施の方針等、業務提案書及び見積書の副本は、全てのページにおいて提案者の判別が可能な記載（会社名、会社のロゴなど）を記載しないこと。
- ・様式5、様式6、業務実施の方針等、業務提案書及び見積書の正本及び副本は各々まとめてホチキス留めして提出すること。

（6）参加辞退

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、事前に電話で連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

【提出期限】 令和7年7月4日（金）正午必着

【提出先】 三種町役場 企画政策課 企画係

【提出方法】 持参、郵送（簡易書留又は書留に限る。）又は電子メール

（7）プロポーザル及びプレゼンテーションについて

①選定委員会の設置

本業務を実施するにあたり、公募型プロポーザルにより企画提案書等の審査及び最優先交渉事業者の選定を行うため、本業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会は非公開とする。

②プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会において、業務提案内容をより深く理解するため、令和7年7月9日（水）（予定）（別途通知した時間・場所）に提案者によるプレゼンテーション

及びヒアリングを対面方式で行うことにより、企画提案書等の内容と合わせて審査し評価点を算出する。

③出席者は説明者を含め自社の社員（連携協力企業など含む）４名以内とし、本業務の従事者が説明を行うこと。また、本業務の業務主任者は必ず出席すること。なお、当日は出席者全員の氏名等の確認を行う。出席者は社員証等の所属が確認できるものを提示し、名刺を提出すること。

④実施時間については、１事業者につき４０分程度（プレゼンテーション３０分以内、質疑応答１０分程度）を予定している。

⑤プレゼンテーションは非公開とし、提出した企画提案書等をもとに説明すること。その際、追加の資料配布（紙媒体）は一切認めない。また、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェアの使用を認める。なお、大型モニターは本町で用意し、プレゼンテーションに必要な他の機器類は提案者が持参すること。

⑥公平な評価の実現のため、プレゼンテーションにおいては、社名が推測できないような配慮をすること。

⑦指定時間までに来庁できなかった場合、参加を辞退したものとみなす。なお、交通事情などやむを得ない事由により指定時間（後日通知）までに受付ができない場合は、指定時間までに担当部署に電話連絡をする。遅延証明等、その事由を証明する書面等の提出により実施時間等を変更する。

（８）最優先交渉事業者の選定及び結果の通知・公表

最優先交渉事業者の選定については、委員会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書等を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

なお、審査経過は公表しないものとし、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

①結果の通知 令和７年７月１１日（金）（予定）付けで結果通知書の送付をもって通知する。

②公表内容 最優先交渉事業者及びその他必要な事項

③公表方法 最優先交渉事業者を三種町公式ホームページに掲載する。

（９）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

①委員会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

②他の提案者と業務提案の内容又はその意図について相談を行った場合

③企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

④参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

⑤委託上限額を超える提案があった場合

⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

6. 評価基準

審査の評価基準は「(実施要綱別紙) 評価基準」に定めるとおりとし、委員会において、出席委員の評価点が一定点数(60点)以上かつ出席委員の評価点が最も高い提案者を第1位順位(最優先交渉事業者)とし、次に得点が高い提案者を次点交渉事業者に選定する。なお、第1位順位の評価点が同点の場合は、出席委員の多数決により第1位順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第1位順位を決定する。

また、提案者が1者の場合であってもプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、委員会において、出席委員の評価点が一定点数(60点)以上であれば最優先交渉事業者に選定する。

※見積項目以外の評価は出席委員の平均値で行うものとする。

7. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

①最優先交渉事業者として選定された提案者と各業務内容について協議し、委託契約に係る仕様書を確定させた上で地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、本業務を再委託することは一切認められない。ただし、必要により本業務の一部を連携協力企業において行う場合は、企画提案書等の業務実施体制(様式6)において、役割を明確に示すこと。

②契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。ただし、金額は2(4)で示す上限額を超えることはない。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、仕様書に基づくこととするほか、最優先交渉事業者と業務内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。

(3) その他

最優先交渉事業者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、委員会において、次に得点が高い提案者の次点交渉事業者(一定点数を満たしている者に限る。)を新たな交渉事業者として手続きを行うものとする。

①本実施要綱「4参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。

②提案資格又は提案内容が無効となったとき。

③7(1)(2)の協議が不調に終わったとき。

④その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。

8. その他留意事項

(1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法

令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて本公募参加者が負うものとする。

- (4) 書類作成・提出及びプレゼンテーション・ヒアリング出席等、本公募への参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 所定の指定された様式以外の書類について受理しない。
- (6) 書類提出後、本町の判断により補足資料を求めることがある。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 参加表明書等並びに企画提案書等の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9) 提出された書類は、提案者に無断で本公募以外の用途に使用しない。
- (10) 本公募に関し、提案者は、本実施要綱に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (11) 本実施要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委員会により定める。